新伊達博物館展示設計業務委託仕様書

1 委託業務名

新伊達博物館展示設計業務委託

2 業務の目的

本業務は、改築を予定している宇和島市立伊達博物館の整備に向けた展示設計に係る 業務を行うものとする。なお、業務に際しては当市が策定した宇和島市立伊達博物館改 築事業基本構想(別紙4)及び宇和島市立伊達博物館改築事業基本計画(別紙5)を踏 まえて進めることとする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から600日間を予定とする。

4 業務対象範囲

宇和島市立伊達博物館改築事業基本構想(別紙4)に記載する「5新博物館の立地、規模及び構造」の「(4)必要な構造と機能」中の「①展示施設」、「②入館者利用スペースのイ(情報コーナー)、ウ(体験コーナー)、カ(ミュージアムショップ)」、「③資料保管施設及び機能」に相当する部分を主な業務の対象とする。なお、新伊達博物館展示制作業務の費用は約510,000千円(税別)を予定している。また、同時に行われる建築設計業務と共有して対象となる部分については、建築設計業務受託者、設計支援(CM)業務受託者及び発注者と十分な調整を行い、業務を遂行すること。

5 建築設計・展示設計設計業務区分(案)

項目	建築	展示	備考
本体全般	0	Δ	展示に係る部分は展示側
			より提案、調整。
展示ケース、什器、模型、造形		0	
映像、音響、情報機器(コンテンツ)		0	
館内ピクトサイン	0	\triangle	
展示誘導動線サイン	\triangle	0	
空調設備	0	\triangle	展示側より条件提示
防災設備	0	\triangle	展示側より条件提示
衛生設備	0		
電気設備	0	\triangle	展示側より条件提示
情報通信網設備(LAN、電話配線等)			

※○は主体業務、△は補助的業務とするが、上記設計業務区分はあくまで概略である。 記載外の項目等を含めて業務内において、建築設計業務受託者、設計支援(CM)業 務受託者及び発注者を含めて詳細調整のこと。

※展示室・博物館ゾーンにおける各種設計は、展示設計業務主体での検討を要する部分があり、建築設計・展示設計業務間で相互調整のうえ、設計内容に反映のこと。

6 業務の体制

(1)業務責任者

平成23年4月以降に国又は地方公共団体が発注した、国立の博物館又は博物館法(昭和26年法律第285号)の規定に基づく登録博物館に係る展示設計業務(展示面積700㎡以上、リニューアルを含む。)において業務従事経験のある業務責任者を1名配置し、業務を統括すること。

(2) 一級建築士

一級建築士の資格を持つ技術者を1名以上配置し、同時に行われる建築設計業務 受託者等との調整を円滑に行うこと。

(3) 学芸員

学芸員の資格を持つ技術者を1名以上配置し、当市や学識経験者等と十分に協議 して展示内容を構成すること。

7 業務内容

- (1) 展示基本設計業務
 - ① 全体的な構成とコンセプトの検討
 - ② ゾーニング及び動線計画の検討
 - ③ レイアウト及び演出手法の検討
 - ④ 展示基本設計図及び設計説明書の作成
 - ⑤ イメージパースの作成
 - ⑥ 概略工程の作成
 - ⑦ 製作概算費及び維持管理概算費の算出
- (2) 展示実施設計業務
 - ① 意匠図(平面図、展開図)の検討
 - ② 工種別細目検討
 - ア 造作
 - イ 造形・模型
 - ウ展示装置
 - エ 映像・情報システム
 - オ 映像・情報コンテンツ
 - カ グラフィック・サイン
 - キ 演出照明
 - ③ 実施設計図等の作成
 - ア 特記仕様書
 - イ 意匠図 (平面図・展開図)
 - ウ 造作図

- エ 造形・模型図
- 才 展示装置図
- カ 映像・情報システム図
- キ 映像・情報コンテンツ図
- ク グラフィック・サイン図
- ケ 演出照明・電気設備図
- コ その他必要な図面
- ④ 展示イメージパースの作成
- ⑤ 展示実施設計説明書の作成
- ⑥ 展示製作・施工工程計画の作成
- (7) 展示製作・施工費、展示維持管理費の算出
- (3) 資料保管施設の基本方針検討業務
 - ① 現況及び先進事例等の調査
 - ② 資料保管施設製作計画の作成
 - ③ 資料保管施設製作工程の作成
 - ④ 資料保管施設製作費及び維持管理費の算出

(4) 運営計画業務

- ① 事業計画の検討
- ② 館外連携の可能性の検討
- ③ 事業プログラムの検討
- ④ 運営規定の検討
- ⑤ 管理運営方法の検討
- ⑥ 組織体制の検討
- ⑦ 集客予測シミュレーション
- ⑧ 広報計画の検討
- ⑨ 収支シミュレーション
- ⑩ その他管理運営に必要な事項の検討

(5) その他関連業務

- ① 当市、文化庁及び建築設計受託者等との調整
- ② 市民等への説明会、会議に向けた資料作成
- ③ 打合せ記録簿の作成

なお、業務の実施については以下の点について留意すること。

- ・宇和島市立伊達博物館改築事業基本計画(別紙5)で示すとおり、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設を目指しているため、関係諸法及び文化庁関連通知等において求められる要件を考慮しながら業務を進めること。
- ・内装等について、木材の利用が可能な部分については木質化に努めること。
- ・今後の展示製作業務にあたり、地元産材の積極的な活用や宇和島市内にある事業所 への業務の一部委任や物品の発注を考慮しながら業務を遂行すること。

- 8 成果品等(各3部、書面はA4版、図面はA3版を基本とする)
 - (1)展示基本設計業務
 - ① 展示基本設計図
 - ② 展示基本設計説明書
 - ③ 展示概略工程表
 - ④ 展示製作概算費計算書
 - ⑤ 展示維持管理概算費計算書
 - (2) 展示実施設計業務
 - ① 展示実施設計図
 - ② 展示実施設計説明書
 - ③ 展示製作・施工工程表
 - ④ 展示製作·施工費計算書
 - ⑤ 展示維持管理費計算書
 - (3) 資料保管施設の基本方針検討業務
 - ① 資料保管施設製作計画書
 - ② 資料保管施設製作工程表
 - ③ 資料保管施設製作費計算書
 - ④ 資料保管施設維持管理費計算書
 - (4) 運営計画業務

運営計画書

(5) その他関連業務 打合せ記録簿

- (6) 電子データ
 - ※ 上記(1)から(5)の電子データをCD-ROMに格納し納品する。
 - ※ ファイル形式はAdobe PDF及びMicrosoft Officeによるものを基本とする。
- 9 その他留意事項
 - (1) 受託者は本業務の推進にあたっては、あらかじめ総括責任者等の推進体制を提出すること。
 - (2) 受託者は業務の実施にあたり、宇和島市と連携を密に保ち、随時報告を行い本業務の円滑な推進に努めること。
 - (3) 受託者は宇和島市が必要と認めるときは、その求めに応じて会議等に参加すること。また、会議等に必要な関係資料の作成及び業務報告を求められたときは、速やかに応じること。
 - (4) 提出された成果品の著作権は宇和島市に帰属する。
 - (5)業務の履行に係る条件として、展示基本設計成果物を令和4年4月15日までに 提出すること。
 - (6) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。